

# 一般社団法人環境DNA学会

## 役員・代議員選任 細則

**第1条** 一般社団法人環境DNA学会(以下、本法人と略記)の選挙管理委員会は本法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任される。

**第2条** 選挙の施行に関する事務は選挙管理委員会(以下「選管委」と略記)の審査を経るものとする。

2. 選管委の委員は、正会員のなかから若干名を会長が理事会の議を経て委嘱する。
3. 選管委の委員長は、委員のなかから会長が理事会の議を経て委嘱する。
4. 選管委の任期は、2年とし、連続した再任は認めない。

**第3条** 選挙管理委員会が定めた期日中に所定の手続きで電磁記録により投票する。

2. 電子投票に関する手続き、投票方法等については、選挙管理委員会が定める。
3. 有効得票数の多い順に役員毎の定員数までを当選者とする。

**第4条** 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 定められた投票方法で投票しなかったもの。
- (2) 連記投票において、同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合は1票だけを有効として、他を無効とする。
- (3) 単記投票において、複数の氏名を記載したもの、及び連記投票においては、定められた連記数を越える数の氏名を記載したもの。ただし、この場合はその投票のすべてを無効とする。
- (4) 選管委の委員長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの。

**第5条** 役員選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、年少者を当選者とする。

**第6条** 役員は、本法人の定款に定められたことのほかは、この細則によって選任される。

**第7条** 代議員会の決議により、代表理事・会長候補者を理事会に推薦することができる。代表理事・会長候補者の推薦に先立って、正会員の投票による理事兼代表理事・会長候補者を選出する選挙を行い、その選挙の結果を参考とすることができる。理事兼代表理事・会長候補者は、正会員の選挙により選出する。この選挙に際して、あらかじめ代議員による3名までの連記による投票を行い、正会員の中から上位3名以内を理事兼代表理事・会長候補者として推薦することができるが、それらの候補者以外への投票を制限するものではない。

**第8条** 理事は、代議員会の決議によって選任する。代議員会の選任決議に先立ち、理事会は理事候補者として以下の者を代議員会に推薦することができる。また、理事の選任にあたっては、理事会からの推薦のあった理事候補者を参考とすることができる。

- (1) 代議員の互選により選ばれた10名以内の理事候補者
- (2) 5名以内の理事兼業務執行理事候補者

**第9条** 監事は、代議員会の決議によって選任する。代議員会の選任決議に先立ち、理事会は監事候補者として以下の者を代議員会に推薦することができる。また、監事の選任にあたっては、理事会からの推薦のあった監事候補者を参考とすることができる。

- (1) 法人業務を執行するにふさわしいと理事会が判断する2名以内の正会員からなる監事候補者

**第10条** 会長は、理事会において理事が互選によって選任する。会長の選任にあたっては、代議員からの推薦のあった代表理事・会長候補者を参考とすることができる。

2. 候補者が1人の場合は、無投票により選任する。
3. 候補者が複数の場合は、投票により選任する。
  - (1) 初回投票で有効票数の過半数を得た者とする。
  - (2) 初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位2名を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は年少者を当選者とする。
  - (3) 初回投票で同数得票者を含む上位が3人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、上記(1)(2)の手順を準用する。

4. 候補者がいない場合は、話し合いまたは投票により選任する。投票による場合は、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

**第11条** 業務執行理事は、理事会において理事が互選によって選任する。業務執行理事の選任にあたっては、会長からの推薦のあった業務執行理事候補者を参考とすることができる。

**第12条** 理事の任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。また再任を妨げないが、会長は通算して3期6年を超えることができない。

2. 監事の任期は、1期2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。また再任を妨げない。

**第13条** 代議員は、本法人の定款に定められたことのほかは、この細則によって選任される。

**第14条** 有権者は本法人の正会員であって、当該年度の会費を完納した者とする。

2. 有権者の名簿は、投票2ヶ月前に確定する。

**第15条** 代議員の選挙は、10名連記の投票によって行い、得票数の最も多かった者から、順次、定数までを当選者とする。

2. 代議員の定数は、10名とする。

**第16条** 正会員は、選挙管理委員会が定めた方法によりに電磁的記録にて投票する。

2. 電子投票に関する手続き、投票方法等については、選挙管理委員会が定める。

**第17条** 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 定足数を超えて投票された場合はその超えた分の投票
- (2) 連記投票において、同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したものの。ただし、この場合は1票だけを有効として、他を無効とする。
- (3) 所定の投票方式でなく投票されたもの
- (4) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(5) 選挙の期日までに到着しなかったもの

**第 18 条** 得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とする。

2. 得票同数の場合には、年少者を当選者とする。
3. 選管委は、選挙結果を、速やかに理事会に報告する。

**第 19 条** 代議員の任期は、その当選の決定が報告された理事会開催日の翌日に始まり、次の代議員の任期が始まる前日に終わる。

2. 代議員の任期は、2 年とする。

**第 20 条** 代議員に欠員を生じたときは、会長は、理事会の議を経て、代議員選挙における次点者を、代議員として補充することができる。

2. 代議員の欠員とは、退会、死亡、及び本人から会長宛に辞任の申し出があり、総会で承認された場合をいう。
3. 前項によって代議員を補充したときは、会長は、速やかにこれを公示する。

**第 21 条** 代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選管委で処理されることを原則とする。

**第 22 条** この規則の改訂は代議員会の承認を得なければならない。

2018年9月29日制定

2019年11月2日改定